

愛媛県在宅介護研修センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

愛媛県が平成 16 年 4 月に松山市末町に開設した愛媛県在宅介護研修センター（以下「センター」といいます。）について、このセンターの業務である在宅介護の研修、相談、情報提供等のほか、施設の維持管理を行っていただく団体（指定管理者）を広く募集するものです。

2 施設の概要

名 称	愛媛県在宅介護研修センター
所 在 地	松山市末町甲 9 番地 1
設 置 目 的	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。
建 物 の 構 造 等	建物構造：鉄筋コンクリート造銅板ぶき 4 階建て 敷地面積：1,710.81 m ² 延床面積：1,119.10 m ² 位置図・建物平面図：資料 2 のとおり
業 務	1 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティアなど一般県民に対する在宅介護の研修（以下「研修」といいます。）に関すること。 2 介護に関する相談に関すること。 3 介護に関する情報の提供に関すること。 4 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。 5 その他必要な業務
利 用 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで ただし、宿泊室の利用については、午後 9 時から翌日の午前 9 時まで
休 館 日	月曜日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

（1）指定管理者が行う業務

① 研修その他センターの業務の実施

ア 在宅介護の研修

介護家族、介護ボランティアなど広く一般県民を対象とした研修を、次の特色をもたせて実施すること。

- 「・県下一円を対象とし、各地で行われる介護講座等にも講師を派遣すること。」
- 「・研修場所に介護の現場（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に規定する通所介護又は地域密着型通所介護（以下「デイサービス」といいます。）等の介護サービス事業）を併設し、研修の場と研修理

論に基づく介護の実践の場を並行して体験できる研修を実施すること（この介護サービス事業は、法人が自主事業として実施）。
・高齢者と介護者の同伴研修を実施すること（宿泊により夜間の介護についても研修を行う）。
・介護を受ける側の視点に立ち、高齢者の尊厳を支えるケアに重点を置いた研修を実施すること。

イ 介護に関する相談

(ア) 高齢者介護の技術的な相談を随時受け付け、実践を含めたアドバイスを行うこと。

(イ) 自宅に出向いてのアドバイス依頼にも対応すること。

ウ 介護に関する情報の提供

センターで行う研修の計画や実施状況等、介護に関する情報を広く県下へ情報発信すること。

エ 介護にかかわる関係団体等との連絡調整

研修参加者の募集や新たな研修内容の要望調査などを通じて、市町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、公民館、ボランティア、NPOなど介護にかかわる関係機関・団体等との連携を強化し、地域のニーズに応じた講座を積極的に開催すること。

② センターの施設、附属設備等の維持管理

ア 施設内の秩序維持、センターの利用の制限

イ 施設における火災、破損、事故、事件等の防止、附属設備等(備品を含む)の管理

ウ 建物設備（電気設備、消防設備、昇降機、空調機器、給排水ポンプ、浄化槽など）の保守点検

エ 清掃等業務

③ 上記業務に付随する業務

センターにおいては、研修に係る施設の利用率、研修の受講料及び宿泊に係る料金は徴収しないことにしています。ただし、研修テキスト代、食事代、シーツのクリーニング代等の実費がある場合は、指定管理者が利用者から徴収して費用の支払に当てることができます。

※ 指定管理者としての業務ではありませんが、建物内の指定する場所で、法人の自主事業としてデイサービス等の介護サービス事業を実施していただくこととなります。介護サービス事業部分の面積に応じて、施設使用料の負担が必要です。(年間 50 万円程度が見込まれます。)

(2) 管理の基準

① 開館時間、休館日及び利用の許可等

愛媛県在宅介護研修センター管理条例（平成 15 年愛媛県条例第 63 号。以下「センター管理条例」という。）の規定のとおりとします。

② 個人情報の保護

指定管理者には、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号）第

16条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。

③ 情報の公開

指定管理者には、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第36条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。

④ その他

上記のほか、指定管理者は、センターの管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。

(3) 留意事項

① 業務の内容及び管理の基準の詳細は、添付資料の「愛媛県在宅介護研修センター指定管理者業務仕様書」（資料1）を参照してください。

② 指定管理者が行う管理運営業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定期間

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を予定しています。

ただし、この期間は、愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意してください。

5 管理運営に要する経費

指定管理者は、愛媛県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。

(1) 委託料

委託料の額は、毎年度45,129千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。

なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は、注意してください。

(2) 自主事業収入

自主事業収入は、指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。（指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。）

(3) 委託料の支払方法

委託料の支払時期については、原則として四半期ごとの前金払となります。

なお、経理は、愛媛県の会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(4) 積算に当たっての留意事項（消費税の増税に関して）

平成31年10月に、消費税の増税が予定されていますが、現時点では、募集開始日（平成30年8月7日）現在の消費税率に基づいて募集要項及び業務仕様書を作成しております。

申請に当たっては、募集開始日時点における積算等に基づいて、計画等を作成・提出していただくようお願いします。これら法制度や社会情勢の変化に伴う委託料の増額等の対応につきましては、その影響額も踏まえて、別途、協議・検討するものとします。

6 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、指定期間中、適切にセンターの管理運営を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、愛媛県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等で、建物内の指定する場所で、法人等の自主事業としてデイサービス等の介護サービス事業を実施することが可能な法人等とし、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。（「8 参加意思表明書の提出」を参照）

なお、法人等の組織の形態（株式会社、任意団体等）は問いませんが、個人での申請はできません。

- ① 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- ③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- ④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑦ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ⑧ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同

(以下「コンソーシアム」という。)による申請ができます。この場合において、次の事項に留意してください。

- ① コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定してください。
- ② 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めません。
ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。
- ③ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできません。
また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできません。
- ④ コンソーシアムの全ての構成員が（１）の申請資格を満たしている必要があります。

(3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとします。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間
平成30年8月7日（火）から9月3日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）
- ② 配布時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 配布場所
「16 問合せ先」に記載する場所
- ④ その他
郵送を希望する場合は、一部につき410円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号A4版用）を同封の上、8月29日（水）（必着）までに上記配布場所あてに請求してください。
なお、愛媛県のホームページからも入手することができます。（ホームページアドレス：<http://www.pref.ehime.jp/>）

(2) 現地説明会の開催

- ① 開催日時
平成30年8月24日（金） 午後2時から2時間程度（受付：午後1時30分から2時まで）
- ② 開催場所

③ 内容

ア 募集要項及び業務仕様書の説明

イ 施設見学

④ 申込方法

ファクシミリ又は電子メールにより、8月17日（金）までに「16 問い合わせ先」あてに「現地説明会参加申込書」（様式8）を提出してください。

⑤ 留意事項

ア 申込期限までに参加の申込みがない場合は、現地説明会の開催を取り止めます。（参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。）

イ 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。（施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。）

（3）資料の閲覧

① 閲覧期間

平成30年8月7日（火）から9月28日（金）までの執務時間中

なお、9月4日（火）以降は、参加意思表明書（「8 参加意思表明書の提出」参照）を提出した法人等のみに限定します。

② 閲覧場所

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課 介護研修係

③ 閲覧資料

ア 建物図面

イ 関係規程

ウ 26～29年度 年次報告書、月次報告書

エ 26～30年度 事業計画書

オ 基本協定書

カ 26～30年度 年度別協定書

キ 26～29年度 修繕実績

④ 留意事項

ア 閲覧する場合は、あらかじめ「16 問合せ先」へ連絡し、予約を行ってください。

イ 資料の持ち出しは、禁止します。

なお、閲覧場所内での筆記、持ち込んだ機器等による複写は可とします。

（4）募集に関する質問

① 受付期間

第1回：平成30年8月7日（火）から8月24日（金）まで

第2回：平成30年9月5日（水）から9月13日（木）まで

なお、第2回の受付は、参加意思表明書（「8 参加意思表明書の提出」参照）を提出した法人等のみに限定します。

② 受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「16 問合せ先」あてに「質問票」（様式9）を提出してください。

なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

③ 回答方法

第1回の受付期間中に受け付けたもの：8月31日（金）までに愛媛県のホームページに掲載します。

第2回の受付期間中に受け付けたもの：参加意思表明書を提出した全ての法人等（コンソーシアムの場合は、代表団体）に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付します。（最終回答は9月20日（木）までに行います。）

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」（様式1）の提出が必要となります。（参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格があります。）

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出した者は、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

（1）提出期間

平成30年8月7日（火）から9月3日（月）までの執務時間中とします。

なお、郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）の場合は、9月3日（月）午後5時15分までの必着とします。

（2）提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。（ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。）

（3）留意事項

- ① 複数の法人等が共同で提出する場合の取扱いについては、「6（2）複数の法人等での共同申請」に準じます。
- ② 新たに法人等を設立する場合の取扱いについては、「6（3）新設法人等の扱い」に準じます。
- ③ 参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次により申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

なお、各書類の説明については、「申請書類等一覧」（別紙2）を参照してください。

（1）申請書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ③ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- ④ 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- ⑤ 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 申請者の概要を記載した書類
- ⑦ 役員名簿

- ⑧ 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 申請書類のうち該当のないものについての申立書

(2) 提出部数

正本1部及び副本15部（副本は複写可）とします。

(3) 提出期間

平成30年9月21日（金）から9月28日（金）までの執務時間中とします。
なお、郵送等の場合は、9月28日（金）午後5時15分までの必着とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。

(5) 申請書類の著作権、情報公開等

- ① 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
ただし、愛媛県が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ② 申請のあった法人等の名称等は、公表します。
- ③ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ④ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
- ⑤ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(6) 留意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 申請は、1申請者につき1回のみとします。また、複数の提案をすることはできません。
- ④ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）、センター管理条例、愛媛県個人情報保護条例、その他センターの管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。
- ⑤ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、「辞退届」（様式9）を提出してください。

(7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、当該する法人等へ別途通知します。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3

項の規定により、知事が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会が書面審査及び面接審査（提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング）により審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

（２）選定基準

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項の規定により、次の選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1 センターの管理を 適正かつ確実に 行うことができると 認められること	①一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。	必須
	② 計画書に沿った管理運営を行う経営基盤、能力を有すると認められるか。また、計画全体の内容が創意工夫に富み具体的、現実的か。	15
	③ 事業計画が施設の目的を効果的かつ効率的に達成するための内容となっているか。	20
	④ 適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。	30
2 センターの設置の 目的を最も効果的 かつ効率的に達成 ことができると認 められること	⑤ 利用促進に向けた積極的な取組みが計画されているか。	5
	⑥ 利用者の利便性の向上に対する積極的な取組みが計画されているか。	5
	⑦ 収入確保及び経費縮減に対する積極的な取組みが計画されているか。	5
合計点		80

（３）選定対象からの除外

申請者が次の要件に該当した場合は、選定対象から除外します。

なお、構成員のいずれかが要件に該当したコンソーシアムについても選定対象から除外します。

- ① 申請書類の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ② 複数の申請を行い、又は複数の事業（収支）計画書を提出した場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 審査会委員に個別に接触した場合
- ⑥ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑦ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ⑧ 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とするのが相応しくないと認められる場合
- ⑨ その他不正な行為があった場合

（４）選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、全ての申請者に対して書面で通知した後、愛

媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する場合があります。

(5) 留意事項

- ① 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。
なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査を省略する場合があります。
- ② 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する必要があるほか、審査会による審査自体を省略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補者の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案を愛媛県議会に上程し、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業（収支）計画及び書面審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、センターの管理運営に関する協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

① 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 愛媛県が支払う委託料に関する基本的な事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- カ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- キ 指定期間に関する事項
- ク リスクの管理・責任分担に関する事項
- ケ その他

② 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項等を定める協定です。

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に愛媛県が支払う委託料に関する事項
- ウ その他

(4) その他

- ① 指定管理者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアムを指定することとしま

す。

ただし、協定は、コンソーシアムの全構成員と締結します。

- ② 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に変更は行いません。

ただし、特別の事情があるときは、愛媛県と指定管理者とが協議の上、協定の変更をすることができることとします。

- ③ 協定締結後、指定管理者は、平成31年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないときに、同様に取り消すこととします。

おって、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- ① 愛媛県議会において指定に係る議案が否決された場合
- ② 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることが相応しくないと認められる場合
- ④ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ⑤ 正当な理由なく協定の締結に応じない場合
- ⑥ この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

13 指定期間満了前の取消し

（1）愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

- ① 指定管理者が業務の履行に関し不正行為を行った場合
- ② 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- ③ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合
- ④ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から指定の取消しの申出があった場合

- ⑤ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当する場合（指定管理者がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当したとき、また、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないとき。）
 - ア この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
 - イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- ⑥ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることが相応しくないと認められる場合
- ⑦ その他愛媛県が必要と認める場合

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合において、愛媛県は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

- ① 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合
- ② 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被った場合
- ③ その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

- ① 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合
- ② 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合
- ③ 災害等の発生により、愛媛県又は所在市町が当該施設を避難所、広域防災拠点等として使用する場合
- ④ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 留意事項

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
- ② 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等に係る経費

申請（現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。）から業務の引継ぎを行うまでの期間（平成 31 年 3 月 31 日まで）に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担するものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

愛媛県と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

- 資料1 愛媛県在宅介護研修センター指定管理者業務仕様書
- 資料2 愛媛県在宅介護研修センター施設等概要
- 資料3 愛媛県在宅介護研修センター事業実績概要

16 問合せ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第一別館1階
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
介護研修係

電話 089-912-2338

ファクシミリ 089-935-8075

電子メール choujukaigo@pref.ehime.lg.jp

- 別紙1 指定管理者募集スケジュール
- 別紙2 提出書類一覧

(様式)

- 様式1 愛媛県在宅介護研修センター指定管理者募集に係る参加意思表明書
- 様式2 愛媛県在宅介護研修センター指定管理者指定申請書
- 様式2-1 コンソーシアム構成員表
- 様式2-2 委任状
- 様式2-3 代理人届
- 様式3 愛媛県在宅介護研修センターの管理運営に関する事業計画書
- 様式4 愛媛県在宅介護研修センターの管理運営に関する収支計画書
- 様式5 介護サービス事業の実施計画及び収支計画（自主事業）
- 様式6 納税証明願
- 様式7 申立書
- 様式8 愛媛県在宅介護研修センター指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書
- 様式9 愛媛県在宅介護研修センター指定管理者募集要項等に関する質問票
- 様式10 辞退届

別紙 1

指定管理者募集スケジュール

平成30年 8月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項の配布開始 ・資料の閲覧開始 ・参加意思表明書受付開始(様式1) ・現地説明会参加申込受付開始(様式8) ・質問受付(第1回目)開始(様式9)
8月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地説明会参加申込締切(午後5時15分まで)
8月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地説明会 午後2時から2時間程度 愛媛県在宅介護研修センター 1階研修室
8月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・質問受付(第1回目)締切(午後5時15分まで)
8月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する回答(第1回目)(ホームページで公表)
9月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加意思表明書の提出締切(午後5時15分まで(必着)) ・募集要項の配布終了 ・資料の閲覧終了 (参加意思表明書提出法人等のみ9月4日以降も可能)
9月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・質問受付(第2回目)開始(様式9) (受付は、参加意思表明書提出法人等に限る)
9月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・質問受付(第2回目)締切(午後5時15分まで) (回答は、随時実施)
9月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の受付開始
9月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の閲覧終了 ・申請の受付締切(午後5時15分まで)
10月～	<ul style="list-style-type: none"> ・審査(審査会による書類審査・面接審査等)
11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理候補者の決定及び公表
12月県議会	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定議案上程
平成31年 1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・基本協定の締結 ・管理運営開始の準備・引継ぎ ・年度別協定(平成31年度分)の締結
4月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の開始

別紙2

申請書類等一覧

区分	書類名	備考
1	参加意思表明書	・様式1
2	① 指定管理者指定申請書	・様式2
	② センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	・事業計画書（様式3） ・収支計画書（様式4） ・介護サービス事業の実施計画及び収支計画（様式5）
	③ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
	④ 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・損益計算書又はこれに相当する書類については、前3事業年度分 ・申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
	⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
	⑥ 申請者の概要を記載した書類	・組織及び運営に関する次の事項を記載した書類（様式任意、A4判2枚以内） 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績
	⑦ 役員名簿	・申請書の提出日現在におけるもの
	⑧ 愛媛県税について、未納がない旨の証明書	・地方局長が発行する納税証明書（様式6） ・提出日において発行の日から1か月以内のもの
	⑨ 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書	・税務署長が発行する納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）） ・提出日において発行の日から1か月以内のもの
	⑩ 印鑑証明書	
	⑪ 提出書類のうち該当のないものについての申立書	・様式7 ・提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出
3	現地説明会参加申込書	・様式8
4	質問票	・様式9
5	辞退届	・様式10